

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成29年6月19日（月曜日）

総務消防委員会

日時 平成29年6月19日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、消防本部
 - 第70号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第71号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第72号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第80号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第81号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第82号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査
 - (1)新城市内の公共施設及び商業施設に「光警報装置」の設置を求める要望書（陳情扱い） 「質疑・討論・採決」
 - (2)北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情 「討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 村田康助 副委員長 打桐厚史
委員 中西宏彰 丸山隆弘 加藤芳夫 菊地勝昭
議長 下江洋行

欠席委員 なし

説明のため出席した者

総務部・企画部・消防本部の副課長職以上の職員

参考人 加瀬川憲由 参考人の補助者 尾坂由行

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、16日の本会議において、本委員会に付託されました第70号議案から第72号議案まで及び第80号議案から第82号議案まで並びに議長から送付されました陳情2件について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第70号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

それでは、これより第70号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案 新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点教えていただきたいと思いますが、先日の本会議でも浅尾議員が質疑していたと思うんですけど、それにかわって、関連的な質疑になると思う

んですけども、昨夜もホームページを見ておったんですけども、この今回情報通信が消えて、農林水産物に改めるということで、あと見たら、製造業と旅館業という形に入っておるんですけども、1点は事業者の要件として、何か2,700万円という特別償却設備というふうに書いてあるんです。この辺の2,700万円というものの根拠というのかな、どういう国からのお達しがあるのかどうかということと、もう1個は、今回の農林水産販売事業についての2,700万円、例えば2,690万円ならだめなのか、その辺なんですけども、根拠的なことをちょっとお聞きさせていただきたいと思いますが。

○村田康助委員長 原田税務課副課長。

○原田恵稔税務課副課長 失礼いたします。

先ほど加藤委員のおっしゃいました2,700万円の根拠につきましては、過疎地域自立支援促進法の中で、取得額の記載、規定がございまして、そちらのほうで2,700万円以上ということで、2,700万円以上の資産を取得したものに対して、過疎のほうの今回の特例のほうの該当になるということでございます。

2,690万円ならどうなんだということなんですけれども、あくまでも2,700万円以上のものが対象になるということで、2,690万円の場合ですと対象にはならないということでございます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第71号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案 新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会計条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第72号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 たびたびこの市有財産出てきて、わかってはきておるんですけど、今回も相手方が認可地縁団体ではなくて、区長に継譲するという形になるんですけども。この辺でちょっと一般的な考え方でいいんですけども、市のほうとして、指導として、認可地縁団体場合の場合、法人格持って、ちゃんと登記できるからいいんですけども、区の場合だと、そういうものはないということになる

と、区民の総有財産かなと思うんですけども、その辺の指導というか、逆に、土地の上に、土地は市の土地だとしても、土地も一緒に譲渡するんですけども、もし、区が個人から借りておるところにこの建物があった場合に、どのような指導をされているのか、恐らく契約行為また発生するかなと思うんですけども、この認可地縁団体でない場合の譲渡の相手方というか地元との指導をどのようにされているか、教えてください。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 この第80号議案につきましては、緑が丘の公民館、土地は市のものでございます。認可地縁団体の設立につきましては、地元のほうがそういうことを考えてないということなので、市として地縁団体をつくってくださいというそういう強制はちょっとできないものですから、つくっていただければ一番権利関係もはっきりしますので、一番いいと思うんですけども、ちょっとそこまでは言ってないということでございます。

仮に土地が、個人の方の場合であっても、もし認可地縁団体を設立しないという地元の判断でありましたら、当然、地元の行政区と個人の方との借地の契約という形になるかと思えます。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、僕市有地でないと思ってたけど、今回市有地だと今答弁でおっしゃられたんですけども、今までの例だと土地建物を一緒に地元に移譲するというところでやってたんですけど、今回、緑が丘については、個人の土地ではなくて、市の市有地なので、市有地は一緒に譲渡はしなかったんですか。その辺の話し合いというか、経緯は。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 土地につきましては、地元緑が丘区へ無償の貸し付けをいたします。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 何年程度。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 これから無償で貸し付けの契約をするということでございます。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 わかりました。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、第82号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 1点ですけれども、今回、説明会で聞いたんですけど、東陽分団に新しい車両が入るわけですけれども、約18年ほど経過しているということで、今まであった車両というのは、どこかへ下取りとして、何かオークションで出すとか、金品にかえていくのか。現在の車両の取り扱いをどのようにするのかということと、今度新しいのをここで契約する。いつごろ新車が納入、分団に入ってくるのか。その2点お願いいたします。

○村田康助委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 消防車両の件に関しては、18年で更新、消防車両、消防本部全ての救急車、消防車両、消防団の車両も同じなんですが、全てオークションにて処分をいたします。

車両につきましては、今年度の12月に納車予定となります。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ついでにもう1点いいですか。

せっかくオークションという話出たんですけど、今消防車両18年で更新時期にくるんですけども、これからはいろんな各分団の更新時期でしょうかと思うんですけども、結構オークションというのはいい値で売れるというか、取引されるのか、どのくらい。今までのちょっと例があったら教えていただきたいんですけども。

○村田康助委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 消防車両の化学车系とか大きい常備消防が使っているのは、おおむね100万円前後ぐらいになります。消防団の積載車クラスになると10万円ほどという

形で、オークションで引き取られております。

以上です。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 済みません、ちょっと関連しますが、オークションってどういう形で、ネットオークションなのか、今大手のU S S というのがありますよね。名古屋の全国に市場があって、中古車オークションってやってるんですけど、どういう形のオークションで出されるのか。

○村田康助委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 ヤフーオークションで、官公庁のオークションがあります。こちらのほうへ会計課のほうから出しているような形となります。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第82号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情審査のため、暫時休憩にします。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時22分

[参考人・補助者入室]

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

陳情者、手話サークルさくらの会代表、加瀬川氏から提出されました、陳情 新城市内の公共施設及び商業施設に「光警報装置」の設置を求める要望書を議題とします。

本日は、参考人として、加瀬川さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として、尾坂さん、今泉さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、総務消防委員会の陳情審査のために御出席くださりましてありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げます。忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願い申し上げます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関する御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑に答えていただきますようお願いいたします。

それでは、加瀬川参考人よろしく願いいたします。補助者の方がやっていただければ、お願いします。

(参考人の手話に基づき補助者が発言)

○加瀬川憲由参考人(尾坂補助者) 皆さんこんにちは。

説明したいと思います。今まで、施設の中で、光加減の説明がなかなかできません。実際に、光は、言葉で説明しなくても、音だけの説明は無理です。全く聞こえません。もし、地震、火事など問題ですけれども、強盗されてもわかりません。友達に聞いて、聞こえる人に聞いて、音では無理です。全くわかりません。皆さんは、音の怖さを御存じだと思いますが、私らは、音では怖さを感じません。何もわかりません。経験をいろいろ聞いてみたら、なるべく早く光装置をつけてほしいと思います。

市から、テロップ放送とか、地震とか、泥棒とかいろいろ言ってるものがありますけれども、全くわかりません。わからないままずっときています。聾啞者の権利を文章の中の市役所なんかで、設置をもらっています。実際に、3年前に市役所のほうから設置のテストの放送がありました。文章が流れるんですけども、文章が長いと、説明ばかりで、文章がなかなか並ばない。つけてもらったはいいけど、わからない。市としては、つけたと思ってるから、そういう説明があったと思うんですけどもわかりません。文章での説明があろうが、雨の音とか、何もありません。文章ありません。そういうことです。せっかくつけていただいても、それが利用されてないというのも実情だし、利用していただいても、中身が難しいという問題があるということを説明しています。

○村田康助委員長 わかりました。

それでは、以上で参考人からの説明といたしますか、意見は終わらせていただいて、こちらから質疑をさせてもらっていいですかね。

それでは、質疑はありますか。

菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 新城市内で生活されていて、健常者に比べれば、障害者は、かなりのハンデがあるなということは、私もわかりますが、実際に、施設を利用する中で、ここにはそういうものがないと不安だなというような施設で、まず、思いつくものがあつたら、3つぐらい言っていただいたらと思います。例えば、文化会館だとか、そういう。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人(尾坂補助者) 文化会館、市民病院、裁判所、このぐらいのところは今欲しいと思っています。

市役所でもこのところは要らない。会議をしているところとか、大きな場所で何かをやっているときに障害者が危ないということがあるから、よろしくお願いします。文化会館、

講演のとき、地震のとき逃げようと思うときに、その放送だけではわかりませんからお願いします。光ることによって、逃げるができると思います。よろしくお願いします。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、光というのが非常に大切だなということがわかったんですけども、これって、メーカーによっていろいろあるかもしれないんですけど、どのような光をどのようなサイクルで、光を出されるのか。これ、ちょっと先だっていた新聞の記事によると、高さ的には10メートル以内のその辺だと書いてありましたんですけども、光の届く距離というのが多分あると思いますから、その辺もしちょっと詳しくわかっていたら教えていただきたいんですけど。

要するに、機械のことになっちゃうといけないんですけども、光装置が色は多彩にあるのかどうかということと、それから、光の照度というか、届く範囲ですね。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人(尾坂補助者) 実際にものを僕らも見えてないので、ちょっとそれは説明ができません。

○村田康助委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ああそうですか、わかりました。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 設置に関して、ガイドラインが、国のほうからも示されておりますけれども、私もこれちょっと見ました。それから、設置する場所です。今、加藤委員が質疑がありましたけれども、おおむね5メートルを基準にして、高さ、また位置、配置をしなさいということで、消防庁のほうからも指針が出ておりますけれども、こういう形に沿って、公共施設に設置されれば、一番最適であるという認識だと思います、国のほうは。これ国の考え方ですけども、ただ、先ほどのお話の中で、特に、災害時に誘導するに当たって、

光のみならず、人的な誘導、人間が手を携えて、一緒に逃げるといった行動を起こすような仕組み、それも大切だと思うんです。

両面、二つの面から大切だと思いますけれども、そここのところが、議会としては、皆さん一致すればいいんですけれども、国にやっぱりもっと働きかける、そういう仕組みを福祉の面からも、技術的な面からも、そのように、非常に私は感じているんですけれども、現状。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人（尾坂補助者） 難しい問題になるとよう答えられんかもしれません。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 現状、やっぱりここの東庁舎、それから、旧庁舎、ここにおいては、設備がなくて、新しい庁舎ができる暁には、まず間違いなくそういう装置が入ると思うんです。その辺の御認識というか、市のほうからの説明だとか、何かありましたか。

○村田康助委員長 今泉補助者。

○今泉吉孝補助者 請願を穂積市長のほうにも出させていただいたんですけれども、そのときには、新庁舎を建てるときには、こちらのほう考えていこうかなというようなことは、お話をさせていただいた。

完全な約束ではないです。それは、人間としていくという。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続いて、今、今泉さんがおっしゃったことだけど、きのうの時点で、ちょっと私も確認をとったんですけれども、新庁舎のほうは、光誘導のシステムなのか、その辺の仕組みが、高度なものなのかちょっとわからんですけれども、つけるということで、私は昨日聞きました。新しい庁舎については、そのシステムがどういう中身かわからんですよ。誘導的な、こういう連続してパッパッと光るような、誘導できるような、システムなのか、ただ光るだけなのか、その

辺がわからん。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人（尾坂補助者） 天井も光って、それがパッパッと光る。それは光ってるから何か危ないことがあるのかなというのが理解できるという器具。

写真が載ってるんですけど、この写真のような感じになると思うんですけど。

どこにしてもパッと上で光っておるだとか、できるのではないかと。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それとあと、光の色というのは、赤だといかん、やっぱり白なんですかね。白というのが基準ですかね。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人（尾坂補助者） 多分、この人の大きい荷物もパッパッとつくんですよ。その色は白です。全部ほとんどが白色。それもすごい光る。遠くにおってもパッパッと光るからわかるくらいの強さがある。自分の個人的なおうちの中の光でも、隣の部屋におってもパッパッと光るからわかる。電話が鳴っても、パッパッと光る。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あともう1点確認したいんですけれども、災害を予定したときの避難訓練というのは、現状どうでしょうかね。加瀬川さんはどういうふうに受けとめておられるのか、またそういう体験をされたかどうか、今まで。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人（尾坂補助者） 今までにそういう機械的なものが、個人のおうちについてないというか、市役所のほうからこういうようなイメージで、パッパッと何か文章が流れるようなものをいただいているんですけども、それに実際に文章が流れて、何かがわかったという経験がないからわからん。

市役所で、つけてやるから大丈夫だと思っ

ているらしいけど、実際に使う人に対して、この人たちが早期に必要なものというふうに理解できない。今までの使い方では理解できない。旧感覚かもしれないけどもパッパッパッと光るようなもののほうが便利だと思うということだと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと済みません、ちょっとその装置と、装置はちょっと置いておいて、役所の説明不足ということはあるかもわかりませんが、常時の避難訓練、常日ごろの、地域ごとにやったりするんですけども、そういうときの対応というんですか、経験もしあれば。

○村田康助委員長 加瀬川参考人。

○加瀬川憲由参考人（尾坂補助者） 何かもう起こった。逃げる方法、場所。言われても、放送、スピーカーだけではわかりません。わからないので、どういうふうにしてあげたかというか。

今まで、区のほうからも防災なんかの訓練に対しても、そういういろいろな周りの人の協力も少ないということもあるでしょうし、それから、そういうような状況で、この人らが、本当にこれから満足できるような状況にはない。全然。もっと厳しいことを言えば、この人のお家で、問題が起こってる。それは何かというと、例えば回覧板、こういうものが、回覧板が回ってきます。これが、回ってこないとか、飛んでっちゃうとか。おかしいということで、区長さんに言ってたんですけど、そのときに何と言われたかということ、この人とそれからほかにもまだ宗教的なことというのは、組で、蔑視していると言ったそういう感じだったと思うんですよね。

だから、この人は、聞こえないということで、おつき合いが少ないということで、排除されているようなこともあるとかね。そういうようなことをいろいろ考えていくと、本当に、実際災害が、例えば新城市に起こったと

きにどうなるかという、物すごい不安がある。

そういう例えば、その中で、市の施設の中にそういうのがついた。それは一つの理解につながらんじゃないかということで、出させていただいた。こういうことです。

○村田康助委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今、きょう尾坂さんの話を聞かせていただいて、今話からすると、例えば尾坂さんみたいに手話ができる方が、身の回りに、例えば行政も含めて、いれば、ある程度、光のほかにも、実際先ほど丸山委員さん言われたみたいに、誘導してもらえ、手話で通じるとか、やっぱりコミュニケーション図れる方法が手話でないと、顔が見えないといけないということで、そういった方が、時代とともに、そうやって養成されていくんでしょけど、例えばそういう手話のできる方が、行政に必ず、各フロアの中に必ずいてほしいとか、そういったことも踏まえたり、ボランティア的なことで、やっぱり周りの人がどの程度、やっぱり現実今の話聞いていると、かなり不足してるんじゃないかなということは感じますが、実際どんなもんでしょね。

例えば、公共交通乗るにしても、いろいろ不便はあるんじゃないかと思いますが、さっき言った行政、官公庁みたいなどころに来るには、そういった方がせめて各フロア1人ぐらい欲しいというのがどうかということ踏まえて、実情はどんなふうですか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 尾坂補助者。

○尾坂由行補助者 私がかわってお答えしたらまずいんですけど、実際は、私らみたいに通訳できる人が、ここの福祉課に統一しております。要するに通訳できる人が誰と誰と誰がおってというね、例えば何か問題があったら、市のほうが電話かわってください。例え

ば、コンビニで誰か困ってるから通訳きてくださいとかってかかってくるとか、そういう新城市にもある、いわゆる派遣というかな、そういうことがあって、僕らはそういうところで呼ばれていく場合もたくさんあります。

けれど、実際には、聞こえない人の数に対して、例えば一人一人対応できるだけの人数が、市としてあるかという、ほとんどないというのが実情です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、休憩いたします。

[参考人・補助者退室]

休憩 午前9時47分

再開 午前9時49分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、着座のままで失礼しますが、新城市内の公共施設、商業施設へ「光警報装置」の設置を求める陳情について、趣旨採択の立場で討論を行います。

今、質疑でもいろいろ健常者と障害者との違いとかいろんな面を聞いたんですが、かなりいろんな面で不都合、私たち健常者としては想像できないような面で、いろいろ苦勞もされておるなということはおわかりました。

ですが、光警報装置のガイドラインですか、そういうのをちょっと迷うことを書いてあるので、ネットでも読んでみたんですが、そういうものを見ていくと、ただハード面のその装置をつければ、全て解決じゃないよということ。それよりかソフト面もかなり大事だと

ということが述べられておりますので、まず、聴覚障害者が利用をあらかじめ把握できたり、火災の際に従業員等により適切な避難誘導が期待できるものや、光警報以外の手段により、聴覚障害者に火災の発生を伝達できる部分等については、施設の実情に応じた対応を行っていきたいというようなこともありますので、新城市の場合で、まだそういう市民に対してのそういうときに、障害者をどのように健常者が助けるかというような、そこらあたりの啓蒙運動ももっとやりにゃあいかんじじゃないかということを思います。

先ほど、また新城市内でどういうところで必要だと思いますかという、文化会館、それから市民病院、裁判所って、私裁判所入ったことないから、どんなような状態かわからんですが、市民病院には大勢の職員がおるし、この人はどういう人だということは、大体わかっていると思いますので、ああいうところでは、結構人による誘導とか、それが十分できるんじゃないかと思いますが、大きな施設で、新城文化会館、そんなようなところで、もしかそういうことが起きたときには、やっぱりそういうことが、早く避難することが大事ですので、必要なと思ひ、また、今先ほどの話の中では、新庁舎のほうには、そういうことも準備しているというようなことも聞いていますので、採択が一番かなと、私もいろいろ考えたんですが、まず現状では、他地域の状況なんかも見てみましても、現状では趣旨採択が適当ではないかと思ひて趣旨採択ということなんです。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

それでは、これより採決をいたします。
趣旨採択の討論がありますので、起立により採決をいたします。

趣旨採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

一応、趣旨採択ということですが、総務消防としては、やはりこれ大事な研究課題だなというふうに考えておりますし、私個人的には、平成30年度の総務消防の予算要望の中でも一つちょっと加えたらいいかなというふうな気持ちでおります。

そんな中を御理解していただいて、今回のことについては、送付したいと思います。よろしくをお願いします。

ここで休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時56分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、陳情者、幸福実現党、愛知県本部代表、中根ひろみ氏から提出されました、陳情、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情を議題といたします。

なお、参考人から欠席の連絡がありましたので報告します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 本陳情に対し、私は不採択の立場で討論させていただきます。

陳情にありますミサイルの脅威や避難訓練の必要性は、本当に十分認識するものでありますが、本市の新城市だけが独自の避難訓練や啓発を行うことは、現実性や実効性に欠ける心配があると考えます。

やはり、こういった脅威においては、各市町村の問題として捉えるべきでなく、やはり国がしっかりとした、こういう国を、日本を

守る立場からいけば、国の指導のもと、そして、県、市町村と、やっぱりそういったところで、いろいろそういった事の要請に基づき、日本全体、県全体で対応していくことが重要と考えますので、本陳情は、不採択とさせていただきます。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決いたします。

不採択の討論がありましたので、起立により採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○村田康助委員長 起立なしと認めます。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉会 午前10時00分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助